（オベルジーヌ保育園インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第 19 条 第２号インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフ ルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日(幼児の場合）を経過するまで』とされています。そこで、下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、園へ提出してください。

保護者記入欄　　組　　氏名：

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）

発症日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目	９日目	10 日目

	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜
４０℃										
３９℃										
３８℃										
３７．５℃										
３７℃										
３６℃										
症状	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）	喉の痛み 鼻水 くしゃみ 寒気 激しい呼吸 嘔吐 腹痛・下痢 だるさ 関節・筋肉痛 （　　）

この日まで必ずお休みとなります

８日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の１日２回以上測定してください。

※発症した日を０日として、そこから５日間（計６日間）は登園できません。また、平熱（37.4 度以下）となった日を解熱０日目として、平熱（37.4 度以下）の日が３日間経過しないと 登園できません。

オベルジーヌ保育園　園長様

上記の通り発症から５日間を経過し、かつ、解熱後３日を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和　　年　　月　　日 保護者氏名